

補助金調書

| | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------------|---|--|
| 補助金名 | 福岡市ベビーシッター派遣事業助成金 | | | 担当課 (連絡先) | こども未来局子育て支援部事業調整課 (TEL 092-711-4340) | |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | ベビーシッター派遣業者 | | 区分 | その他の補助金 | |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 公募 | (公募の場合) 公募時期 | | 通年 | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 市の定める要件を満たすベビーシッター派遣事業者 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成15 | 年度 | 経過年数 | 23 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 生後8週間経過後(出産日の翌日から起算して57日目)から生後6か月を迎える日の前日までの間、乳児を保育することができない者に、ベビーシッターを短期派遣することにより、保護者の子育てを支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。 | | | | | |
| 補助金の終期 | 令和10 | 年度 | 延長回数 | 3 | 回 | |
| 終期を延長する 理由 | 産休制度と保育制度の間を埋めるのが本事業であり、児童福祉法の保育体制の確保の観点から、また切れ目のない支援の観点から、行政として制度を確保しておく必要があるため。 | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> その他 | <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>補助対象経費 ベビーシッター派遣費用、交通費、初回登録料</p> <p>補助金額の算定方法・考え方 ベビーシッター派遣費用:2,100円／時間(利用者負担額:400円／時間)…※(1) ベビーシッター交通費 :1,000円／日 初回登録料 :1,000円</p> <p>その他 対象児童が多胎児の場合 ベビーシッター派遣費用:2,100円(1人目)／時間(利用者負担額:400円／時間)…※(1) 2,500円(2人目以降)／時間(利用者負担額:0円／時間)</p> <p>※(1)について、対象世帯が生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の場合 ベビーシッター派遣費用:2,300円／時間(利用者負担額:200円／時間)</p> | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | | |
| | 件 | 63 件 | 5 件 | 9 件 | | |
| | 5,379 千円 | 3,744 千円 | 315 千円 | 1139 千円 | | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 産休明けから保育が必要な保護者へベビーシッターを派遣した事業者に対し、派遣費用の一部助成を行った。 | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 産休制度と保育制度の間を埋めるのが本事業であり、児童福祉法の保育体制の確保の観点から、また切れ目のない支援の観点から、行政として制度を確保できる。 | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。